が始まって約4カ月が | 銀等(特別管理産業廃 | 更を必要とせず、次回 | み対応とする場合もあ 物に対する新たな対応 水銀廃棄物 処 理 動 向

水銀廃扱いで混乱 自治体で判断に差も

での扱い。改正では、

じん等の処理業許可証 廃棄物と水銀含有ばい は、水銀使用製品産業

る。書き換えの扱いも

いる」との声が出てい ス上のリスクになって

に違っており、随時対 都道府県・政令市ごと

施行に伴い、水銀廃棄|製品産業廃棄物」「水銀 改正廃棄物処理法の|経遍した。 「水銀使用 ||含有ばいじん等」 廃水 るが、従来から扱って いる場合は許可証の変 | 明記するよう定めてい とれらに対する許可を

|もそも更新・変更時の

きで応じるケース、そ 応だけでなく、期限付

ど、混乱も見られてい 治体での扱いの差な 期の対応、管轄する自 出者、処理事業者など 扱いにも追加措置が義 る状況だ。 な規制の難解さや移行 つつある。一方、新た は新たな体制を構築し 務付けられており、排 に追加され、その取り 問題となっているの の書き換えで記載する な措置に対応している 判断できない状況が なため、委託先が新た 続く。また、法が難解 ても取り扱いの可否が 理委託先の許可証を見 から「当面の間は、処 こととしている。 しく、コンプライアン かを確認する手段に乏 これに対して排出側

|の措置。 ガイドライン の保管時や収集運搬時 では、破砕することの 銀使用製品産業廃棄物 れている。例えば、水 |なる措置の判断でも現

合することのないよう ないよう、他の物と混 に区分して扱うとして | 応が過剰な負担になら | るだろう。

違いは、新たに必要と 自治体による対応の とめれば良いとする自 オープンドラム缶にま 治体から、専用の容器 いる。とれに対して、

> として理解され、想定 治体では新たなルール

よりも厳しく運用され

ているのではないか\_

ないよう配慮したと思

われるが、所管する自

棄物)」の8分類が新た|更新・変更時か任意で|る状況だ。

څ چ |とする場合もあるとい きでなければならない ろ、密閉可能なフタ付

の使用を求めるとと

「政府は法改正への対 ある関係者からは

|措置を講じる必要があ 要件を確認し、確実に 理側は、自治体ごとの

との声も聞かれた。